



食品営業許可書

新潟県 十保 第 4-98 号
平成 20 年 10 月 24 日

申請者住所 中魚沼郡 津南町大字下船渡丁7996番地2

氏 名 NPO法人 かねさま蕎麦会
理事長 滝沢 元一郎 様

新潟県十日町保健所長 須藤 祐悦



平成 20 年 10 月 16 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第52条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 営業所所在地 中魚沼郡 津南町大字下船渡丁7996番地2
- 2 営業所の名称、 かねさま蕎麦
屋号又は商号
- 3 許可事項

営 業 の 種 類	許 可 の 条 件
めん類製造業	
以下余白	
許可の有効期間	平成 20 年 10 月 24 日から 平成 26 年 7 月 31 日まで

- 1 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に対して審査請求することができます。
- 2 この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(この許可についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては新潟県知事が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの許可についての取消しの訴えを提起することができます。